

EY インドネシア タックスインサイト

税規則アップデート

目次

- 1 石油ガス産業 - 費用回収可能費用と所得税
- 3 事前確認 (APA)
- 4 チーム
- 4 事務所



石油ガス産業- 回収可能費用と所得税

石油ガス産業に対するルールを提供する規則が2010年末に発行されました。規則(政令2010年79号または“GR79/2010”)は、産業によって長い間待たれていた費用回収請求と産業に関するインドネシア税務に対する規則について提供しています。

規則は発行日の2010年12月20日より有効です。これは、その日以降に署名された、または延長された協力契約は規則に従う必要があるということになります。移行条項として、規則は既存の協力契約(発行日以前に署名された)は、契約で定義されていないまたは明確に定義されていない特定分野を除いて、引き続き尊重されます。移行条項は、コントラクターに政令79/2010にある8つの特別分野の規則を取り入れるために必要な調整をするために3ヶ月の期間を提供しています。

この号のフィードバックについては、
Nathanael Albertにご連絡ください。
nathanael.albert@id.ey.com

特定 8 分野は以下の通りです。:

- ▶ 政府の収入配分比率;
- ▶ 回収可能費用の要件と営業費用請求のガイダンス;
- ▶ 回収不可能営業費用;
- ▶ 財務的及び技術的検証のために独立当事者の任命;
- ▶ 所得税査定書の発行;
- ▶ 深鉱及び開発段階に必要とされる関税及び輸入税の免除;及び
- ▶ 協力契約に定義されていない、アップリフト及び参加権益の譲渡の形でその他の収入。

収入分類

政令 79/2010 は石油ガス請負業者の収入を 3 つに以下のように分類しています。

- (1) 生産分与契約からの収入;
- (2) 技術支援契約からの収入;及び
- (3) 協力契約外のその他収入 (アップリフト及び参加権益の譲渡)

生産分与契約 (ポイント 1) 及び技術支援契約 (ポイント 2) から生じる所得税は、GR 79/2010 が有効となる以前に署名された生産分与契約を除いて、普及している税率で計算されます。

アップリフトまたは同様のその他収入は、総取引額の 20% のファイナルタックスの対象となります。

深鉱段階の参加権益の譲渡は、総取引額の 5% の税金の対象となります。もし譲渡が開発段階で行われた場合は、7% となります。協力契約の要件として国内企業に参加権益を譲渡する場合は、免税です。

深鉱段階に、リスクを分配する目的で参加権益の譲渡する場合は、下記の全ての条件が満たされれば、課税収入とみなされません:

- ▶ 譲渡は所有する全参加権益ではない;
- ▶ 参加権益は 3 年以上所有されている;
- ▶ 深掘活動が行われてきた (運転資本が使われてきた); 及び
- ▶ 譲渡は利益を生むことを意図していない。

副産物の販売の形またはその他のオペレーションからのその他の収入は、営業費用からの控除として取り扱われます。

収入の認識

コントラクターの収入はデリバリー時点で認識されます。原油の売上げに対しては、収入は財務省及びエネルギー・鉱物資源省によって共同で決定されるインドネシア原油価格に基づいて評価されます。天然ガスの売上げについては、収入は販売契約で合意された価格に基づいて評価されます。

営業費用/回収可能費用

政令 79/2010 は営業費用の統一概念を再確認しています。つまり利益の政府シェア (配分) を計算する目的の契約の下で回収可能な費用は、税金目的でも控除可能です。回収可能及び税金控除可能である営業費用の原則は以下の通りです:

- ▶ 費用が、収入を産み、回収、及び維持するために生じており、該当コントラクターの生産鉱区のオペレーションに直接的に結びついている;
- ▶ 費用が独立価格で、所得税法に明記されている特別な関係に影響を受けていない;
- ▶ 石油オペレーションが適切なビジネス及び技術的慣行に従い行われている。
- ▶ オペレーションは、BPT Migas によって承認されたワークプログラム及び予算にしたがって行われている。

費用回収請求、及び従業員に提供された非現金ベネフィット (現物支給) 及び天然災害救済への寄付の税控除は、税法規則に従わなければなりません。現物支給は、税金非控除及び回収不可能です。

外国本店の直接費用は、以下の活動についてのみ、インドネシア支店のプロジェクトにチャージできます:

- ▶ 国内企業によって行うことができない;
- ▶ インドネシア人材によって行うことができない; そして
- ▶ 非ルーチンの本質である。

間接的費用のインドネシアへの配分については、費用を回収可能/ 税控除可能であると請求するためには、以下の規則に従わなければなりません:

- ▶ 費用がインドネシアのビジネスまたは活動を支援するために生じている;
- ▶ コントラクターが監査済み連結年次財務諸表及び重要配分ベースを提出している; 及び
- ▶ 金額がエネルギー・鉱物資源省の考慮の下財務省が明記した限度額を超えない。

政令 79/2010 は更に回収可能/ 税控除可能であると請求できない費用を定義しています。いくつかの例は以下の通りです。(計: 29 項目あります。):

- ▶ 従業員、取締役、利権者、株主の個人的 (又は家族) の恩恵のための費用
- ▶ 税務コンプライアンスに関する管理ペナルティー (利息、罰金及びスーチャージ) 及び刑事制裁
- ▶ 国に属さない (プロジェクト資産の一部として) 物品や設備の減価償却
- ▶ たとえグロスアップ法を使用して計算されていたとしても、コントラクターによって負担される従業員所得税 (もし税金がコントラクターによって負担されているならば、同じ原則が第 3 者ベンダーによって回収された源泉徴収税にも当てはまります)
- ▶ 政府に支払われたボーナス
- ▶ 契約署名前に生じた費用
- ▶ 利権回収インセンティブ
- ▶ 税務コンサルタント/商業監査報酬

会計帳簿

コントラクターは生産分与契約の一般的に認められた会計基準及び原則に従ってインドネシアで帳簿を維持する必要があります。外国語の使用は可能ですが、財務省からの承認の対象です。

会計帳簿は最低でも所得税が的確に計算できるように、資産、負債、株、収入及び費用、及び販売及び購買を明記する必要があります。

税金等

他の納税者と同様、コントラクターは、税務申告番号を登録し、会計帳簿を維持し、年次法人所得税を提出し、月次予納を支払い、普及している税法規則に従ってほかの税務コンプライアンスをする必要があります。

もし参加権益の譲渡、または株の譲渡が行われるならば、各コントラク

ターは、譲渡額を国税総局に報告する必要があります。

もし参加権益の譲渡があるならば、税務の権利と義務は、譲渡人から譲受人に渡ります。

鉱区のオペレーションの譲渡に関しては、税務の権利と義務は、譲渡人から譲受人に渡ります。

事前確認 (APA)

国税総局長 (DGT) が遂に所得税法の18項で示唆していた事前確認

(APA) を締結したいと望む納税者によってとられる手続きを発行しました。

APA は、各納税者とその納税者と特別な関係をもつ当事者間の取引 (つまり関連者間取引) の適切な移転価格を決定するためのインドネシア納税者と国税総局の間で達した合意です。

国税総局規則PER-69/PJ/2010 ("PER-69") に示されている手続きは、国税総局にAPA申出をする意図のある納税者は、少なくとも過去3年の法人税年次確定申告、監査済財務諸表を含む補助書類を提出する必要があります。これは、最低3年の記録がない新しく設立された納税者は、APAの取得から除外されないかどうかという疑問を生みます。APAは取得から最長3年の税務年度有効となります。APAは国税総局によって税務調査されていない税務年度である、また納税者によって異議申し立てまたは税務裁判訴訟が行われていない；税務犯罪がない限り、取得した年以前の1年に対しても適用することができます。APAの対象となる前税務年度は、APAに明確に明記されていなければなりません。

APA取得の手続きは、5段階からなります：

第1段階: 事前相談

申出書提出前の打合せ (事前相談) は、APAが実際に必要なかどうか及び他国の税務当局を含む可能性について主に決定します。

このプロセスは、APA-1書式を使用し、事前相談の正式な書面での要請を、PER-69に明記されている補助書類と一緒に提出することによって開始されます。全てのAPA-1書式の受領から3ヶ月以内に、国税総局は納税者の申請を承認または拒否しなければなりません。もし承認されたならば、納税者は次の段階に進むことができ、もし拒否されたならば、納税者は再申請することができます。

事前相談は国税総局または納税者がAPAに入ることを拘束しません。

第2段階: APA申請書の提出 (事前確認申出)

第1段階の事前相談の結果に基づいて、書式APA-2を使用し、申請書が提出されます。申請書は、PER-69に記述されている書類を伴わなければなりません。

第3段階: 協議

APA-2書式の提出に従って、事前確認を申し出た納税者と国税総局の間で、以下の項目を含む協議がもたれます：

- ▶ APAの対象となる取引範囲と税務年度；
- ▶ 比較対象分析、比較データの選択及び決定；
- ▶ 適切な移転価格方法の決定；
- ▶ 移転価格方法の決定に影響を与える情况及び要因；及び
- ▶ APAが他の国または税務管轄の関与を必要とするかどうか

APAから2重課税が発生する可能性がある場合は、納税者は該当租税条約

政令 79/2010 によって提供されている規則は、大変包括的で長いものです。読者は産業への潜在的な影響を理解するために、規則の詳細レビューが必要です。更に、この政令で示唆している通り、政府は将来実施規則を発行することが期待されます。

に基づき相互協議手続きを申立てすることができます。

第4段階: 国税総局からのAPAに対する手紙/書類の発行

協議段階で合意が達成され次第、国税総局と納税者は共同でAPAを用意します。協議終了から20日以内にAPAは完了されなければなりません。

PER-69は最低でもAPAに含まれていなければならない12項目の概略を説明しています。これらは対象取引範囲、対象税務年度、各対象取引に対する又は各商品/サービスに対する独立企業価格又は利益、又は独立企業価格又は利益の範囲等を含みます。

第5段階: APAの実行と評価

この段階では、納税者は税務年度後4ヶ月以内に年次報告書を提出する必要があります。年次報告書は、納税者が事業運営/活動でAPAで合意された内容に遵守しているか示す意味があります。

国税総局は納税者によるAPAの実行を評価し、PER-69に明記されている一定条件に基づいて、または (APAに明記されている) 其他の条件に基づいてAPAを再評価又は取り消すことができます。

税務事務規定はAPAプロセスで提出された全書類に全て適用されます。APAが合意されなかった場合、または取り消された場合は、提出された全ての書類は国税総局によって返却されなければならない、税務調査または税務審査を行うベースとしては使用することはできません

プロフェッショナルチーム



Ben Koesmoeljana
Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com



Rachmanto Surahmat
Tel: +62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com



Santoso Goentoro
Tel: +62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com



Yudie Paimanta
Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com



Dodi Suryadarma
Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com



Peter Ng
Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com



Iman Santoso
Tel: +62 21 5289 5250
iman.santoso@id.ey.com



Lam Prasetya Halim
Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com



Carlo Navarro
Tel: +62 21 5289 5029
carlo.navarro@id.ey.com



Henry Tambingon
Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com



Elly Djoenaidi
Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com



Kartina Indriyani
Tel: +62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com



Sachiko Hamada
濱田幸子 (日系担当)
Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com



Bambang Suprijanto
Tel: +62 31 532 5577(Surabaya)
Tel: +62 21 5289 5060(Jakarta)
bambang.suprijanto@id.ey.com



Nathanael Albert W
Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所
Jakarta Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所
Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 141,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit

www.ey.com/id.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

The Ernst & Young organization is divided into five geographic areas and firms may be members of the following entities: Ernst & Young Americas LLC, Ernst & Young EMEA Limited, Ernst & Young Far East Area Limited and Ernst & Young Oceania Limited. These entities do not provide services to clients.

© 2010 Ernst & Young Indonesia
All Rights Reserved.